

公益財団法人アミパラ財団
評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人アミパラ財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第22条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (4) 報酬等とは、その名称いかんを問わず、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、評議員及び役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員の報酬は年額とし、評議員会の出席等に対しては、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- 3 役員の報酬は年額とし、理事会の出席等に対しては、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- 4 この法人は、評議員及び役員に対し、賞与及び退職手当は支給しない。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、評議員及び役員は別表に定める報酬を辞退することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の評議員の報酬総額は、定款第13条に定める金額以内とし、理事及び監事の報酬総額は、別表1に定める金額以内とし、各役員等に対する報酬の額は、別表2及び別表3に定める金額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 別表2に定める報酬は、毎年、定時評議員会開催日の翌月末日までに支払うものと

する。別表 3 に定める報酬は、当該月分の報酬額をまとめて、翌月末日までに支払うものとする。

- 2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第 6 条 この法人は、評議員及び役員がその職務の遂行に当たって支出し、又は負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2024 年 9 月 28 日より施行し、2024 年 7 月 1 日から適用する。

別表1 各年度の報酬総額

理事 500,000 円を超えない範囲

監事 200,000 円を超えない範囲

別表2 役員等の年額報酬

一人につき 年額 30,000 円（源泉徴収税控除後の額）

なお、新たに就任した場合は当該就任月分から、退任した場合は当該退任月分まで、年額報酬を12で除した額×在職月数を支給することができるものとする。

別表3 役員等の評議員会又は理事会等への出席報酬

（1）評議員会又は理事会への出席（オンラインを除く）

一人につき 1日 10,000 円（源泉徴収税控除後の額）

（2）評議員会又は理事会にオンラインにて出席

一人につき 1日 5,000 円（源泉徴収税控除後の額）

（3）評議員会及び理事会以外の、この法人が開催する会への出席（オンラインを除く）

一人につき 1日 10,000 円（源泉徴収税控除後の額）

（4）評議員会及び理事会以外の、この法人が開催する会にオンラインにて出席

一人につき 1日 5,000 円（源泉徴収税控除後の額）